

# 監査報告書

平成 27 年 5 月 22 日

公益財団法人香川県国際交流協会

理事長 多田野 榮 殿

公益財団法人香川県国際交流協会

監事 野田 斉

監事 田窪 滋記

私たち監事は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの事業年度における会計及び業務の監査を行いました。

その結果を次のとおり報告いたします。

## 1. 監査方法

- (1) 事業報告に係る監査については、事業実施の報告を受け、説明を求め、関係書類の閲覧など必要と認められる監査手続を用いて、事業実施の適正性を検討いたしました。
- (2) 会計監査については、現金、普通預金については現物照合確認を行い、有価証券等については残高証明による確認をした後、会計帳簿及び関係書類の閲覧等必要と認められる監査手続を用いて当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録の適正性を検討いたしました。
- (3) 理事の職務執行状況については、理事会その他重要な会議に出席し、理事長及び専務理事等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、検討いたしました。

## 2. 監査意見

- (1) 事業報告は、当該事業年度における実施状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、財産及び損益の状況を適正に示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

# 監査報告書

平成 27 年 6 月 16 日

公益財団法人香川県国際交流協会  
理事長 多田野 榮 殿

公益財団法人香川県国際交流協会

監 事 野田 斉

監 事 田窪 滋記



私たち監事は、この度発覚した香川国際交流会館における利用料金の過徴収について臨時監査を行いました。

その結果を次のとおり報告いたします。

## 1. 監査方法

平成 26 年 4 月時に消費税及び地方消費税が 5%から 8%に変更されたことに伴って利用料金の改定を行った際、事務上のミスにより、一部において消費税等 8%を超えた利用料金が設定されると共に、その際、利用料金改定に伴う県への承認手続きが行われていなかったことが判明したことから、本事案について料金改定時まで遡り監査を実施し、再発防止に向けた今後の改善策について検討いたしました。

## 2. 監査意見

- (1) 利用料金については、香川国際交流会館条例第 6 条において「利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。」と定められているが、平成 26 年 4 月以降、利用料金の一部を本来徴収すべき額を超えて徴収し、その件数は 420 件、金額は 50,500 円であると認められました。また、利用料金改定に伴う県への承認手続きが行われていなかったことも認められました。
- (2) 事案発覚後は、適正な料金に改定し県の承認を得るとともに、過徴収した金額については、返還手続きを進めていることが認められました。
- (3) 今後の再発防止策として、以下の点について留意し、適正な事務処理を徹底していただきたい。
  - ①指定管理者制度、利用料金制度について再度確認すること。
  - ②利用料金改定の手続きを書面にして申し送りすること。
  - ③緊張感を持って適正な事務処理に努めること。